

半田市被災者生活再建支援金支給要綱

(通則)

第1条 この要綱は、市内において発生した自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者のうち、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）による支援の対象とならない被災者に対し、半田市被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給する場合に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、竜巻、落雷その他の異常な自然現象により市内において生じる被害をいう。
- (2) 被災世帯 被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第1条各号の規定に該当しない自然災害により被害を受けた世帯であって次に掲げるものをいう。
 - ア 全壊世帯（当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯をいう。以下同じ。）
 - イ 半壊解体・敷地被害解体世帯（当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯をいう。以下同じ。）
 - ウ 長期避難世帯（当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯をいう。以下同じ。）
 - エ 大規模半壊世帯（当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認め

られる世帯（イ及びウに掲げる世帯を除く。）をいう。以下同じ。）

オ 中規模半壊世帯（当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イ、ウ及びエに掲げる世帯を除く。）をいう。以下同じ。）

(3) 基礎支援金 住宅の被害の程度に応じて支給する支援金をいう。

(4) 加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給する支援金をいう。

（支援金の支給）

第3条 市長は、この要綱の施行の日以後に生じた自然災害による被災世帯の世帯主（以下「支援対象者」という。）に、別表に掲げる支援金を支給するものとする。

2 加算支援金については、市内で住宅の再建を行う場合に限るものとする。

3 支援金の支給は、口座振込による。

（支給申請）

第4条 支援金の支給を受けようとする支援対象者は、半田市被災者生活再建支援金支給申請書（様式第1）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 住民票等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる市が発行する証明書

(2) 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受けたことが確認できる市が発行する罹災証明書

(3) 第2条第2号イに該当する支援対象者が申請するときは、住宅に半壊の被害又は住宅の敷地に被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体したことが確認できる証明書

(4) 第2条第2号イに該当する被災世帯のうち住宅の敷地に被害を受けた支援対象者が申請するときは、宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書など住宅の敷地に被害を受けたことが確認できる証明書

(5) 第2条第2号ウに該当する支援対象者が申請するときは、長期避難世帯に該当する旨の市による証明書

(6) 加算支援金の支給を申請するときは、住宅を建設、購入、補修又は賃貸借を行ったことを示す、支援対象者又は支援対象者と同一世帯に属する者が契約者となっている契約書等の写し及び資金計画

(7) 振込先口座を確認できる預金通帳の写し等の書類

(8) その他、市長が必要と認める書類

(申請期間)

第5条 前条の規定による申請を行うことができる期間は、自然災害が発生した日から起算して、基礎支援金にあつては13月を経過する日まで、加算支援金にあつては37月を経過する日までとする。ただし、市長は、被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない事情により、その期間内に支援対象者が支援金の支給申請をすることができないと認める場合は、その期間を延長することができる。

(支給決定等の通知)

第6条 市長は、第4条の規定による支援金の申請があつた場合は、支援金の支給の適否を審査し、支援金を支給すべきものと決定したときは半田市被災者生活再建支援金支給決定通知書(様式第2)により、支給しないことを決定したときは半田市被災者生活再建支援金支給却下決定通知書(様式第3)により、申請者に速やかに通知するものとする。

(状況報告)

第7条 支援対象者は、第4条の規定による申請内容どおりに住宅の再建を完了したことがわかる書類を、半田市被災者生活再建支援金再建状況報告書(様式第4)により再建後速やかに市長に提出しなければならない。

(支給決定の取消し)

第8条 市長は、支援対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により支援金の支給の決定又は支給を受けたとき。
- (2) 第4条の規定による申請内容どおりに住宅の再建を実施しなかったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が当該支給決定を取り消す必要があると認めるとき。

2 市長は、支給決定の全部又は一部を取り消した場合は、半田市被災者生活再建支援金支給決定取消通知書(様式第5)により支援対象者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により支給決定を取り消した場合において、当該支給取消しに係る部分について既に支援金が支給されているときは、半田市被災者生活再建支援金返還請求書(様式第6)により、支援対象者にその返還を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により返還を命じた支援金が定められた期日までに返還されな

かったときは、当該期日の翌日から納付のあった日までの日数に応じて、その未納付額につき、半田市税外収入に係る延滞金に関する条例(昭和39年半田市条例第3号)第2条に規定する延滞金の額を市に納付させるものとする。

(その他)

第10条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年 9月 6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 1月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年12月15日から施行する。

別表

(単位：万円)

区分	基礎支援金		加算支援金		合計
	住宅の被害程度	支給額	住宅の再建方法	支給額	
複数世帯 (世帯の 構成員が 複数)	全壊 (第2条第2号ア該当) 半壊解体・敷地被害解体 (第2条第2号イ該当) 長期避難 (第2条第2号ウ該当)	100	建設・購入	200	300
			補修	100	200
			賃借	50	150
	大規模半壊 (第2条第2号エ該当)	50	建設・購入	200	250
			補修	100	150
			賃借	50	100
	中規模半壊 (第2条第2号オ該当)	—	建設・購入	100	100
			補修	50	50
			賃借	25	25
単数世帯 (世帯の 構成員が 単数)	全壊 (第2条第2号ア該当) 半壊解体・敷地被害解体 (第2条第2号イ該当) 長期避難 (第2条第2号ウ該当)	75	建設・購入	150	225
			補修	75	150
			賃借	37.5	112.5
	大規模半壊 (第2条第2号エ該当)	37.5	建設・購入	150	187.5
			補修	75	112.5
			賃借	37.5	75
	中規模半壊 (第2条第2号オ該当)	—	建設・購入	75	75
			補修	37.5	37.5
			賃借	18.75	18.75

(注)

- 1 基礎支援金とは、住宅の被害程度に応じて支給する支援金をいう。
- 2 加算支援金とは、住宅の再建方法に応じて支給する支援金をいう。
- 3 加算支援金のうち、2以上に該当するときの支援金の額は、最も高いものとする。

- 4 単数世帯とは、自然災害の発生時において、その世帯に属する者の数が1である被災世帯をいう。
- 5 住宅の再建方法を賃借とする場合で公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2項に規定する公営住宅を賃借するときは、加算支援金の対象としない。

様式第1 (第4条関係)

半田市被災者生活再建支援金支給申請書

年 月 日

半田市長 様

半田市被災者生活再建支援金支給要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

申請者

世帯主以外の方が申請する場合はその理由

支 給 番 号

1 被災時の世帯の状況について記入してください。

(1) 単身世帯、複数世帯の別を○で囲んでください。(単数 ・ 複数)

(2) 世帯主の氏名

(ふりがな)

(3) 被災した住宅の住所

〒

2 被災世帯の現在の住所等を記入してください。

現在の住所	〒
電話番号	

3 世帯主の支援金の振込先口座を記入してください。

金融機関名		支店名等				種別		口座番号						
						普通・当座								
ゆうちょ銀行	記号					番号								

4 住宅の被害状況を○で囲んでください。

被害状況	全壊・半壊解体・敷地被害解体・長期避難・大規模半壊・中規模半壊
半壊解体・敷地被害解体の場合はその理由	

5 申請する支援金等について記入してください。

(1) 申請する基礎支援金について、該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

区 分	今回申請 (A)		受給済 (B)		添付書類
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
全 壊	100 万円	75 万円	/	/	住民票 罹災証明書 預金通帳の写し その他 ()
解体 (半壊・敷地被害)	100 万円	75 万円	/	/	
長期避難	100 万円	75 万円	/	/	
大規模半壊	50 万円	37.5 万円	万円	万円	
中規模半壊	—	—	/	/	
			申請額 (A - B)		万円

(2) 申請する加算支援金について、該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

区 分	今回申請 (C)		受給済 (D)		添付書類
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
建設・購入	200 万円	150 万円	/	/	契約書の写し その他 ()
	100 万円	75 万円	/	/	
補 修	100 万円	75 万円	/	/	
	50 万円	37.5 万円	/	/	
賃貸住宅 ※公営住宅入居者を除く	50 万円	37.5 万円	万円	万円	
	25 万円	18.75 万円			
			申請額 (C - D)		万円

注) 1 添付書類は、該当するものを○で囲んでください (その他の場合は、() 内に書類名も記入してください)。

2 それぞれの支援金について、複数の区分に該当する場合は、それらのうち高いほうの額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を申請額の欄に記入してください。

以下市記入欄

災害名及び発災日	
世帯員数の確認	単数 ・ 複数
被害状況の認定	全壊・半壊解体・敷地被害解体・長期避難・大規模半壊・中規模半壊
解体状況の確認	

申請 受理 印	
---------------	--

様式第2（第6条関係）

半田市被災者生活再建支援金支給決定通知書

年 月 日

様

半田市長



年 月 日付で申請のあった半田市被災者生活再建支援金について、
下記のとおり支給決定しましたのでお知らせします。

記

- 1 支給番号 第 号
- 2 支給額 円
- 3 支給方法 口座振込

様式第3（第6条関係）

半田市被災者生活再建支援金支給却下決定通知書

年 月 日

様

半田市長



年 月 日付で申請のあった半田市被災者生活再建支援金について、
下記の理由により申請を却下することに決定しましたのでお知らせします。

記

（理由）

様式第4（第7条関係）

年 月 日

半田市長 様

申 請 者 氏 名

半田市被災者生活再建支援金再建状況報告書

年 月 日付け 第 号で支給決定のあった半田市被災者
生活再建支援金について、住宅の再建が完了しましたので下記のとおり報告します。

記

- 1 住宅再建の完了日
- 2 住宅の再建方法
- 3 添付書類
別添のとおり

様式第5（第8条関係）

半田市被災者生活再建支援金支給決定取消通知書

年 月 日

様

半田市長



年 月 日付け 第 号で支給決定しました半田市被災者生活再建支援金について、下記の理由によりその全部（一部）を取り消します。

記

（理由）

様式第6（第9条関係）

半田市被災者生活再建支援金返還請求書

年 月 日

様

半田市長



年 月 日付け 第 号で支給決定しました半田市被災者生活再建支援金について、下記により返還してください。

記

- 1 返還の理由
- 2 返還額
- 3 返還の期限
- 4 返還の方法